

鳥取県企業局財務規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第3号

鳥取県企業局財務規程等の一部を改正する規程

(鳥取県企業局財務規程の一部改正)

第1条 鳥取県企業局財務規程(昭和38年鳥取県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(企業出納員) 第3条 略 2・3 略 4 事務所の出納員は、会計事務を分掌する次長、 <u>課長補佐</u> 又は <u>係長</u> をもってこれに充てる。	(企業出納員) 第3条 略 2・3 略 4 事務所の出納員は、会計事務を分掌する次長、 <u>主幹</u> 又は <u>副主幹</u> をもってこれに充てる。
(賠償責任を有する職員の指定) 第66条の2 法第34条の規定において準用する地方 自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項 後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲 げる職員とする。 (1) 支出負担行為又は支出命令の事務に直接関 与した課長、課長補佐、 <u>係長</u> 及びこれらの職員 の職と同等の職にある職員 (2) 略 (3) 支出の事務又は支払の事務に直接関与した <u>係長</u> その他の経理担当職員、出納員及び資金の 前渡を受けた者の補助職員 (4) 略	(賠償責任を有する職員の指定) 第66条の2 法第34条の規定において準用する地方 自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項 後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲 げる職員とする。 (1) 支出負担行為又は支出命令の事務に直接関 与した課長、課長補佐、 <u>副主幹</u> 及びこれらの職 員の職と同等の職にある職員 (2) 略 (3) 支出の事務又は支払の事務に直接関与した <u>副主幹</u> その他の経理担当職員、出納員及び資金 の前渡を受けた者の補助職員 (4) 略

(企業局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 企業局企業職員の給与に関する規程(昭和41年鳥取県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第3条、第4条関係) 級別職務分類表 ア 一般職員 職務の級 職務 略 3級 係長の職務	別表第1(第3条、第4条関係) 級別職務分類表 ア 一般職員 職務の級 職務 略 3級 <u>係長</u> 又は <u>副主幹</u> の職務

4級	課長補佐又は事務所（東部事務所又は西部事務所をいう。以下同じ。）の次長の職務	4級	課長補佐、 <u>主幹</u> 又は事務所（東部事務所又は西部事務所をいう。以下同じ。）の次長の職務
5級	困難な業務を処理する課長補佐又は事務所の次長の職務	5級	困難な業務を処理する課長補佐、 <u>主幹</u> 又は事務所の次長の職務
略		略	
イ 略		イ 略	

（鳥取県企業局組織規程の一部改正）

第3条 鳥取県企業局組織規程（平成5年鳥取県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>（分掌事務）</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>（職制）</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>（事務分担）</p> <p><u>第12条</u> 略</p>	<p>（内部組織の設置）</p> <p><u>第10条</u> 次の表の左欄に掲げる所に、内部組織として同表の右欄に掲げる担当を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>鳥取県企業局 東部事務所</td> <td>設備・運転担当、土木施設担当</td> </tr> <tr> <td>鳥取県企業局 西部事務所</td> <td>営業担当、施設担当、管理担当</td> </tr> </table> <p>（分掌事務）</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>（担当の分掌事務）</p> <p><u>第12条</u> <u>担当の分掌事務は、所の長が定める。</u></p> <p><u>2</u> <u>所の長は、担当の分掌事務を定め、又は変更したときは、局の長に報告しなければならない。</u></p> <p>（職制）</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>（事務分担）</p> <p><u>第14条</u> 略</p>	鳥取県企業局 東部事務所	設備・運転担当、土木施設担当	鳥取県企業局 西部事務所	営業担当、施設担当、管理担当
鳥取県企業局 東部事務所	設備・運転担当、土木施設担当				
鳥取県企業局 西部事務所	営業担当、施設担当、管理担当				

（鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部改正）

第4条 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置に関する規程（平成19年鳥取県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>鳥取県企業局に勤務する職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の職は、局長、次長、課長、所長、参事、課長補佐、係長、主事、土木技師、電気技</p>	<p>鳥取県企業局に勤務する職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の職は、局長、次長、課長、所長、参事、課長補佐、<u>主幹</u>、係長、<u>副主幹</u>、主事、土木</p>

師、現業職長及び管理技術員とする。

技師、電気技師、現業職長及び管理技術員とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。